**平成２６年（フ）第２９８号**
京都市左京区田中野神町６番地
債務者　松田るみ子
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第９８０号**
神戸市中央区元町通４丁目６番20―708号、従前の住所神戸市中央区山本通４丁目22番34号　ウィズ諏訪山Ｂ―203
債務者　日下　哲治
1　決定年月日時　平成26年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第３０号**
福岡県飯塚市小正903番地136　コーポ山本202号
債務者　川上　竜二
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２６年（フ）第３９号**
大分市大字木佐上3659番地
債務者　小橋　佳子（旧姓牧）
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第７８号**
大分市富士見が丘西３丁目22番９号
債務者　渡部　紀子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第９６号**
大分市花江川４番28号　ケアマンションはなぞの310
債務者　田中　　隆
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第５９号**
徳島市中常三島町３丁目６番地の５　スカイスクーパー・アダジオ103号室、旧住所徳島市中徳島町２丁目32番地
債務者　松尾加代子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２号**
長崎県対馬市美津島町根緒75番地、前住所大阪府大阪市住吉区我孫子５丁目６番25号
債務者　中山　幸彦
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

**平成２６年（フ）第１４号**
兵庫県淡路市柳澤丙135番地
債務者　東谷　雅夫
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２６年（フ）第１７号**
山口県熊毛郡田布施町大字下田布施484番地
債務者　森　　邦久
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２６年（フ）第１８号**
山口県熊毛郡田布施町大字下田布施484番地
債務者　森　　雪子
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２６年（フ）第４３号**
青森市浪館前田２丁目24番55号
債務者　田村　勝憲
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第４４号**
青森市浪館前田２丁目24番55号
債務者　田村ひとみ
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第６１号**
青森市大字三内字沢部429番地24
債務者　高村　　祐
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第２５号**
長野市大字長野岩石町269番地　シティハイツマスダ107号
債務者　芝波田　圭
1　決定年月日時　平成26年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第４１号**
三重県鈴鹿市岸岡町2078番地　リヴェール鈴鹿Ｂ棟106
債務者　國分　秀孝
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
津地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第２４５号**
京都市伏見区深草西伊達町１番地　深草第三市営住宅第５棟301号
債務者　宮本　好富
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係